

2024年度（令和6年度）
障がい福祉サービス等報酬改定に伴う
支給決定の変更について

2024/3/21

福山市障がい福祉課
サービス給付担当

※今後の国の検討状況により、内容変更の可能性があります。

重度障害者支援加算について（生活介護・施設入所・短期入所・共同生活援助）

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

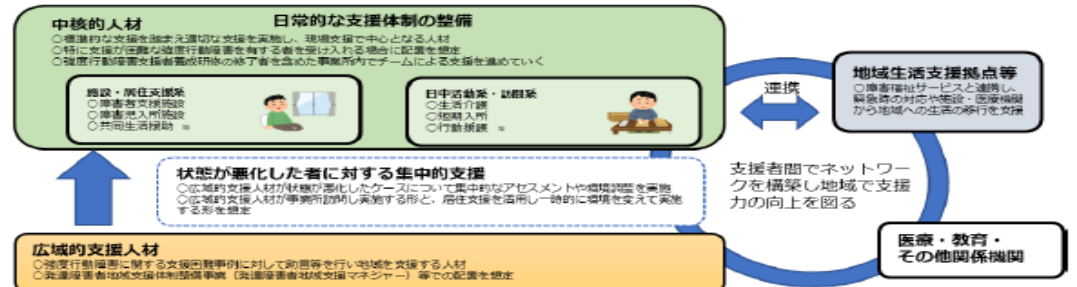
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護・施設入所支援								
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

令和6年2月6日 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について P10より

<福山市障がい福祉課>

生活介護・施設入所利用者で区分6かつ行動援護スコア10点以上の人、短期入所利用者で区分4以上かつ行動援護スコア10点以上の人、生活介護・施設入所・短期入所・共同生活援助利用者で行動援護スコア18点以上の人、には4月中に追加表記した受給者証を送付します。なお、それ以外の人については、従前の生活介護の重度障害者支援加算は「加算Ⅲ」に、施設入所の重度障害者支援加算Ⅱは「加算Ⅲ」に、短期入所の重度障害者支援加算は「加算Ⅰ」に読み替えてください。

補足給付の基準費用額の見直しについて（施設入所）

補足給付の基準費用額の見直し

現行制度（20歳以上の障害者の場合）

- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

	補足給付の額
控除後認定収入額（※2）が66,667円を超える場合	（月額）54,000円－負担限度額（月額） 負担限度額（月額）＝（66,667円－その他生活費の額）＋（控除後認定収入額－66,667円） ×50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	（月額）54,000円－負担限度額（月額） 負担限度額（月額）＝控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	（月額）54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

基準費用額の見直し

- 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「**55,500円**」とする。

令和6年2月6日 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について P18より

<福山市障がい福祉課>

施設入所支援の補足給付対象者については、4月中旬に新しい基準費用額で計算しなおした受給者証を送付するとともに、入所している施設に補足給付額の変更について情報提供します。

強度行動障害児支援加算の見直し等

放課後等デイサービスについて、「加算Ⅰ」と「加算Ⅱ」の区分になります。

また、居宅訪問型児童発達支援と保育所等訪問については、加算が新設されます。（基準は児童発達支援と同様、従来からの20点以上のみ）

・ 強度行動障害児支援加算【見直し】〔放課後等デイサービス〕

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

【改定後】

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上） 200単位／日

強度行動障害児支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上） 250単位／日

<福山市障がい福祉課>

基準20点以上が従来の加算対象でしたが、放課後等デイサービスについては30点以上の児について新たに「加算Ⅱ」となるので、対象児には4月中に表記変更した受給者証を送付します。従来の放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算決定者で、表記変更した受給者証が送付されない人は「加算Ⅰ」に読み替えてください。

個別サポート加算（Ⅰ）について（児童発達支援）

- ・ 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔児童発達支援〕

個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

【改定後】

個別サポート加算（Ⅰ） 120単位／日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

【対象となる児】

- ①重症心身障害児
- ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
- ③重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
- ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

<福山市障がい福祉課>

従来の児童発達支援の個別サポート加算Ⅰは、基本報酬で包括評価されます。新たな児童発達支援の個別サポート加算Ⅰは重症心身障害児等を対象とし、対象児には3月末更新時に加算が表記された受給者証を送付します。（一部児童については、4月中に追記したものを再送します。）

個別サポート加算（Ⅰ）について（放課後等デイサービス）

・ 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔放課後等デイサービス〕

個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

【改定後】

個別サポート加算（Ⅰ）	90単位／日・・・①
	120単位／日・・・②

※①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合
②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、
又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合
（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

【対象となる児】

ア、ケアニーズの高い障害児

就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24年厚労告270・第8号の4）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児

イ、著しく重度の障害児

就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児

・主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない。

<福山市障がい福祉課>

放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰは、就学児サポート調査表の聞き取りにより、加算対象かどうかを判定していますが、食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助の児は、個別サポート加算Ⅰ（重度）として決定します。「加算Ⅰ（重度）」対象児には4月中に表記変更した受給者証を送付します。

1 認定調査委託料の単価改正について

区 分	単 価	
	~2024.3.31	2024.4.1~
在宅者	4, 5 8 3 円	6, 8 0 0 円
施設入所者	2, 8 5 1 円	4, 2 0 0 円

2 地域生活支援事業の単価改正について

サービス名	単価改正
移動支援	あり（増額） ※次頁参照
日中一時支援	なし

移動支援の単価改正 2024年（令和6年）4月～

サービス種類	サービス類型		支給基準額（単価）		利用区分
			～2024.3.31	2024.4.1～	
移動支援	個別支援	身体介護無	780円	1,050円	0.5時間
		身体介護有	1,050円	1,900円	
		行動援護	1,470円	1,900円	
	グループ支援	2分の1以上	470円	630円	
		3分の1以上 2分の1未満	380円	500円	
		4分の1以上 3分の1未満	310円	400円	
		4分の1未満	230円	300円	

ご清聴ありがとうございました。



障がい福祉課
サービス給付担当